

春日井市環境まちづくり推進表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、環境の保全に関し、学校や地域において環境活動の取組みを行っている市民又は市民団体等を表彰し、その功績をたたえることにより市民の環境保全意識の高揚を図ることを目的とする。

(表彰の対象者)

第2条 表彰は、住みよい地域環境づくりのための環境啓発活動、実践活動を促進し、顕著な功績を収めた個人又は団体であって、その活動が今後のまちづくりに必要であり、次の条件をみたすものに対し、市長がこれを行う。

- (1) 対象活動を行った期間がおおむね3年以上であるもの
- (2) ボランティア活動であるもの
- (3) 対象活動が具体的であり、将来にわたり継続される見込みが確かなもの

(被表彰者の推薦)

第3条 被表彰者の推薦は、前条の表彰基準に基づき、関係部長等から市長へ別に定めるところにより行うものとする。

(表彰選考委員会)

第4条 被表彰者の選考を行うため、春日井市環境まちづくり推進表彰選考委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、委員3名で組織し、任期は1年とする。
- 3 委員会は、環境基本条例(平成13年春日井市条例第33号)第12条に規定する環境審議会の委員で、同条第4項各号に掲げるもののうちから、同審議会の会長が選任する。
- 4 委員会に会長を置き、委員の互選により定める。
- 5 市長は、第2条の表彰基準に該当する者がいるときは、委員会に選考を依頼し、委員会は、選考の結果を市長に報告するものとする。

(表彰)

第5条 表彰は、原則として毎年1回行う。ただし、特別の理由がある場合にはこの限りでない。

(雑則)

第6条 この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年8月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年8月1日から施行する。